

# 手と手をつないで

No.374

やまぐち ひろゆき  
山口 裕之

(マザー・アース人権啓発研究所主宰)



## 部落差別の解消をめざって

### 7月は同和問題啓発強調月間です

福岡県では毎年7月を「同和問題啓発強調月間」とし、同和問題の解決を自分自身の課題としてとらえ、県民一人一人の人権意識の高揚を図るため、本市をはじめ県内の市町村でさまざまな取り組みを行っています。

### 同和問題とは

かつて日本の歴史的発展過程の中で生み出された差別が、現代社会に、いまだに残っている(部落差別)という問題です。特定の地域の出身であることやそこに住んでいるということや理由に、結婚や就職など人の大事なつながりがつくられる時に嫌っていやがったり、日常生活の上でさまざまな差別を受けたりしている現実があります。

国は「同和对策審議会」答申(1965年)を受け、4年後に同和对策事業特別措置法を制定しました。その後のさまざまな施策により高度経済成長時に被差別部落(同和地区)の環境は改善されてきました。

同和問題は解決していくように見えましたが、その後情報化・インターネット社会となる中で差別や偏見は形を変えて続いていきました。あからさまな被差別部落の地名・画像・人名の

暴露やマスコミで報道された事件との根拠のない関連づけ、「同和地区」を避けたり嫌がったりすること、また、新たな偏見と差別意識を生み出す文章やかえ歌の掲載など、さらに悪質化していったのです。そして、成人のみならず、小・中学生にも影響を及ぼし学校で正しい知識を学ぶ前にインターネットで日々更新され続ける悪質な情報に無防備に触れてしまう状態になっています。

そっとしていても、同和問題はなくなりません

### 「学びとつながりから行動へ」

「そっとしておけば、同和問題は自然になくなる」「寝た子をおこすな」という言葉を聞くことがあります。本当にそうでしょうか。人々の差別意識が解消されずに残っていれば、差別そのものがなくなることはありません。同和問題の解決のためには、私たち一人一人が偏見を持たずに正しく学ぶこと、人権について語り合うこと、そして身近なところから行動していくことが大切です。

### 太宰府市部落差別の解消の推進に関する条例(令和2年12月25日施行)

太宰府市は、2020年に太宰府市部落差別の解消の推進に関する条例を施行しました。

この条例では、現在も部落差別が存

在することを踏まえ、太宰府市にとって「部落差別の解消は重要な課題である」という認識を明記し、その解決のための取り組みを行うことで、部落差別のない社会を実現することを決意しています。



この条例を活かすために、太宰府市民として、市民講演会や人権講座「ひまわり」に参加するなど、自分の人権感覚を磨き、「私は、差別をしない」「私は、差別を見抜いたら、差別をさせない行動をする」という自分事として考えることが大切だと思います。ともに部落差別のない太宰府市、部落差別のない福岡県、部落差別のない日本を目指していきましょう。